

田原市観光事業者等提案事業

実施要領

田原市内で事業を行う観光事業者や他事業者、または個人が連携し、田原市への観光誘客及び観光PRの推進、観光客の利便向上、観光振興に係る活動等の提案事業を募集します。

1 募集する提案事業

下記(1)～(3)のいずれかに関するイベント企画・運営、調査・研究、人材育成や組織強化のための研修会の開催、観光地等の環境整備、その他観光に関する活動等の新たに提案される事業とします。

- (1) 田原市の活性化、観光振興に寄与するもの
- (2) 田原市への誘客や観光PRを推進するもの
- (3) 観光客の利便性の向上に繋がるもの

【提案事業例】

- 観光商品(ツアー)の造成
- 田原市ならではの資源を活用した誘客イベントの開催
- フリーペーパー等の作成
- 観光まちづくりに関する講演会や研修会の開催
- 観光誘導看板やフォトスポットスタンドの整備
- 多言語表示案内板の整備

ただし、次の要件すべてに該当する事業に限ります。

- ① 活動の効果が申請者に限定されないもの
- ② 他の補助金を受けていないもの

2 申請団体の要件

田原市内に住所又は事業所を有する個人及び事業者3名以上で組織される団体とします。上記の条件を満たしていれば、団体の中に市外の個人や事業者が入っていても対象となります。

【団体例】

- 市内事業者1名+市内在住者2名の計3名の団体
- 市内事業者3名+市外事業者2名の計5名の団体 等

3 補助対象等及び補助金の額

補助金の交付の補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりです。

4 申請方法

田原市観光事業者等提案事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付したものを令和6年4月22日（月）までに市役所観光課に提出してください。（メールでの提出も可）

- （1）申請者名簿（様式第2号）
- （2）事業計画書（様式第3号）
- （3）収支及び経費の内訳に関する計画書（様式第4号）
- （4）審査に関する書類（様式第5号）

7 審査

提出された申請書等に基づき市が審査を行います。審査は、書類審査と申請団体のプレゼンテーションにより実施します。

審査の日程については、5月上旬を予定していますが、日時等の詳細については、後日申請団体に通知します。

8 採択

審査の結果は、5月中旬に田原市観光事業者等提案事業補助金交付（不交付）決定通知書により通知します。

事業実施については、必ず決定通知書が届いてから着手してください。

9 実績報告

事業が完了したら、田原市観光事業者等提案事業実績報告書（様式第9号）に次の書類と事業内容がわかる写真等を添付して速やかに報告してください。

- （1）当該補助金交付決定通知書の写し
- （2）収支決算書（様式第10号）
- （3）事業に要した経費を証する領収書の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

10 補助金の交付

実績報告の審査後、市から田原市観光事業者等提案事業補助金確定通知書が届きます。確定通知書が届きましたら、15日以内に田原市観光事業者等提案事業補助金請求書（様式第12号）により請求してください。

11 書類の保存

補助金の交付に関する書類及び経理関係書類については、事業完了後5年間保存をしてください。

12 申請書提出先及び問合せ先

田原市役所 商工観光部 観光課
〒441-3492 田原市田原町南番場 30 番地 1
TEL:0531-23-3522 FAX:0531-27-7082
MAIL:kanko@city.tahara.aichi.jp

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
観光事業者等提案事業	観光客の誘客の促進、シティセールスの促進、観光事業者等の人材育成及び組織強化を図るための事業を実施するための経費	1年目 補助対象経費の10/10 2年目 補助対象経費の7/10 3年目 補助対象経費の5/10	20万円	国、県及び他の市町村から助成を受ける場合は、対象外
観光地等整備事業	観光客の利便性の向上のため環境整備等を実施するための経費	補助対象経費の1/2以内	50万円	国、県及び他の市町村から助成を受ける場合は、対象外

- ※1 公租公課、土地取得費、土地賃借料、食糧費、振込手数料等、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用は対象外とする。
- ※2 旅費については、公共交通機関を利用する場合は、田原市職員の旅費に関する条例を準用するものとする。ただし、自家用車等を利用することにより公共交通機関を利用するよりも安価になる場合は、燃料費を除いた高速道路通行料金などの実費相当分を補助対象経費として認めるものとする。